

議案第 8 3 号 小松島市消防手数料条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

条文中に一部、文章上の不備があることから、これを改めるもの。

小松島市消防手数料条例(平成12年小松島市条例第3号)新旧対照表

現行			改正後（案）			備考
(申請手数料) 第2条 次の各号に掲げる事項を申請しようとする者は、その区分に応じて別表に定める手数料を納めなければならない。 (1)～(6) (略) (7) 石油コンビナート等災害防止法_____に定める特定防災施設等の検査 (8) (略) 別表(第2条関係)			(申請手数料) 第2条 次の各号に掲げる事項を申請しようとする者は、その区分に応じて別表に定める手数料を納めなければならない。 (1)～(6) (略) (7) 石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)に定める特定防災施設等の検査 (8) (略) 別表(第2条関係)			追加
標準事務	手数料を徴収する事務	金額	標準事務	手数料を徴収する事務	金額	
1 (略)	(略)	(略)	1 (略)	(略)	(略)	
2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵	1 (略)	(略)	2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵	1 (略)	(略)	
	2 (略)	(1)～(12) (略)		2 (略)	(1)～(12) (略)	
3 消防法第11条第1項前段の規定に	1)～(4) (略)	(略)	3 消防法第11条第1項前段の規定に	1)～(4) (略)	(略)	
						(5) 移送取扱所の設置の

<p>所又は取扱所の設置の許可に関する事務</p>	<p>基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査</p>	<p>許可の申請に係る審査 次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 危険物を移送するための配管の延長(当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。 <u>以下この項から4の項まで及び7の項</u>において同じ。)が15キロメートル以下の移送取扱所(危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。)</p>	<p>所又は取扱所の設置の許可に関する事務</p>	<p>基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査</p>	<p>許可の申請に係る審査 次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 危険物を移送するための配管の延長(当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。 <u>以下この部から4の部まで及び7の部</u>において同じ。)が15キロメートル以下の移送取扱所(危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。)</p>	<p>改正</p>
---------------------------	------------------------------	--	---------------------------	------------------------------	--	-----------

		21,000円 イ・ウ (略) (6) (略)			21,000円 イ・ウ (略) (6) (略)	
3 消防法第11条第1項後段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に関する事務	1 消防法第11条第1項後段の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	2の項の1の下欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	3 消防法第11条第1項後段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に関する事務	1 消防法第11条第1項後段の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	2の部1の項の右欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	改正
	2 消防法第11条第1項後段の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	2の項の2の下欄に掲げる貯蔵所の区分(特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。))にあっては、屋外貯蔵タンクのタンク本体並びに基礎及び地盤(地中タンク(危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下この項において「規則」という。))第4条		2 消防法第11条第1項後段の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	2の部2の項の右欄に掲げる貯蔵所の区分(特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。))にあっては、屋外貯蔵タンクのタンク本体並びに基礎及び地盤(地中タンク(危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下この項において「規則」という。))第4条	改正

	<p>第3項第4号に規定する地中タンクをいう。)に係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつてはタンク本体及び地盤、海上タンク(規則第3条第2項第1号に規定する海上タンクをいう。)に係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつてはタンク本体及び定置設備(規則第4条第3項第6号の2に規定する定置設備をいう。)(定置設備の地盤を含む。))の変更以外の変更に係る変更の許可の申請に係る審査の場合、岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、岩盤タンクのタンク本体の変更以外の変更に係る変更の許可の申請に係る審査の場合、危険物の規制に関する政令等の一</p>		<p>第3項第4号に規定する地中タンクをいう。)に係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつてはタンク本体及び地盤、海上タンク(規則第3条第2項第1号に規定する海上タンクをいう。)に係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつてはタンク本体及び定置設備(規則第4条第3項第6号の2に規定する定置設備をいう。)(定置設備の地盤を含む。))の変更以外の変更に係る変更の許可の申請に係る審査の場合、岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、岩盤タンクのタンク本体の変更以外の変更に係る変更の許可の申請に係る審査の場合、危険物の規制に関する政令等の一</p>	
--	---	--	---	--

	<p>部を改正する政令(平成6年政令第214号。以下この項において「6年政令」という。)附則第7項に規定する旧基準の特定屋外タンク貯蔵所(以下この項において「旧基準の特定屋外タンク貯蔵所」という。)にあっては、同項第1号及び第2号に掲げる旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ同項第1号又は第2号に定める日(その日前に当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が6年政令附則第2項第1号に規定する新基準(以下この項において「6年新基準」という。)に適合することとなった場合にあつては、当該適合することとなった日)までに行われた変更の許可の申請(当該旧基準の特定</p>		<p>部を改正する政令(平成6年政令第214号。以下この項において「6年政令」という。)附則第7項に規定する旧基準の特定屋外タンク貯蔵所(以下この項において「旧基準の特定屋外タンク貯蔵所」という。)にあっては、同項第1号及び第2号に掲げる旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ同項第1号又は第2号に定める日(その日前に当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が6年政令附則第2項第1号に規定する新基準(以下この項において「6年新基準」という。)に適合することとなった場合にあつては、当該適合することとなった日)までに行われた変更の許可の申請(当該旧基準の特定</p>	
--	--	--	--	--

	<p>屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を6年新基準に適合させるためのものを除く。)に係る審査の場合又は危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成11年政令第3号。以下この項において「11年政令」という。)附則第2項に規定する旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所(以下この項において「旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所」という。)にあっては、同項各号に掲げる旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、当該各号に定める日(その日前に当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が11年政令附則第2項に規定する新基準(以下この項において「11年新基準」という。)に適合することとなった場</p>		<p>屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を6年新基準に適合させるためのものを除く。)に係る審査の場合又は危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成11年政令第3号。以下この項において「11年政令」という。)附則第2項に規定する旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所(以下この項において「旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所」という。)にあっては、同項各号に掲げる旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、当該各号に定める日(その日前に当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が11年政令附則第2項に規定する新基準(以下この項において「11年新基準」という。)に適合することとなった場</p>	
--	---	--	---	--

		合にあつては、当該適合することとなった日)までに行われた変更の許可の申請(当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を11年新基準に適合させるためのものを除く。)に係る審査の場合には、 <u>2の項の2のロ</u> に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分)に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額			合にあつては、当該適合することとなった日)までに行われた変更の許可の申請(当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を11年新基準に適合させるためのものを除く。)に係る審査の場合には、 <u>2の部2の項の(2)</u> に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分)に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	改正	
	3 消防法第11条第1項後段の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	<u>2の項の3の下欄</u> に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額		3 消防法第11条第1項後段の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	<u>2の部3の項の右欄</u> に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	改正	
4 消防法第11条第5項及び危険物の規制に関する	1 消防法第11条第5項の規定に基づく製造所の設置	<u>2の項の1の下欄</u> に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の		4 消防法第11条第5項及び危険物の規制に関する	1 消防法第11条第5項の規定に基づく製造所の設置	<u>2の部1の項の右欄</u> に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の	改正

る政令(昭和34年 政令第306号)第 8条第3項の規定 に基づく危険物 の製造所, 貯蔵所 又は取扱所の完 成検査に関する 事務	の許可に係る完 成検査	2分の1に相当する金額	る政令(昭和34年 政令第306号)第 8条第3項の規定 に基づく危険物 の製造所, 貯蔵所 又は取扱所の完 成検査に関する 事務	の許可に係る完 成検査	2分の1に相当する金額	改正 改正	
	2 消防法第11条第 5項の規定に基づ く貯蔵所の設置 の許可に係る完 成検査	ア 屋外タンク貯蔵所 にあつては, <u>2の項の2 のロ</u> に掲げる屋外 タンク貯蔵所の区分に 応じ, それぞれ当該手 数料の金額の2分の1 に相当する金額 イ その他の貯蔵所に あつては, <u>2の項の2の 下欄</u> に掲げる貯蔵所 の区分に応じ, それぞ れ当該手数料の金額の 2分の1に相当する金 額		2 消防法第11条第 5項の規定に基づ く貯蔵所の設置 の許可に係る完 成検査	(1) 屋外タンク貯蔵所 にあつては, <u>2の部2の 項の(2)</u> に掲げる屋外 タンク貯蔵所の区分に 応じ, それぞれ当該手 数料の金額の2分の1 に相当する金額 (2) その他の貯蔵所に あつては, <u>2の部2の項 の右欄</u> に掲げる貯蔵所 の区分に応じ, それぞ れ当該手数料の金額の 2分の1に相当する金 額		改正 改正
	3 消防法第11条第 5項の規定に基づ く取扱所の設置 の許可に係る完 成検査	<u>2の項の3の下欄</u> に掲げ る取扱所の区分に応じ, そ れぞれ当該手数料の金額の 2分の1に相当する金額		3 消防法第11条第 5項の規定に基づ く取扱所の設置 の許可に係る完 成検査	<u>2の部3の項の右欄</u> に掲げ る取扱所の区分に応じ, そ れぞれ当該手数料の金額の 2分の1に相当する金額		改正
4 消防法第11条第 5項の規定に基づ	<u>2の項の1の下欄</u> に掲げ る製造所の区分に応じ, そ	4 消防法第11条第 5項の規定に基づ	<u>2の部1の項の右欄</u> に掲げ る製造所の区分に応じ, そ	改正			

		に相当する金額 (5) 岩盤タンク検査 <u>こ</u> の項の1 <u> </u> の(5)に掲げ る屋外タンク貯蔵所の区 分に応じ、それぞれ当該 手数料の金額の2分の1 に相当する金額			に相当する金額 (5) 岩盤タンク検査 <u>こ</u> の部の1の項の(5)に掲げ る屋外タンク貯蔵所の区 分に応じ、それぞれ当該 手数料の金額の2分の1 に相当する金額	改正
7 (略)	(略)	(1)～(3) (略)	7 (略)	(略)	(1)～(3) (略)	
8 (略)	(略)	(1)・(2) (略)	8 (略)	(略)	(1)・(2) (略)	